

議 題 1

光市まちづくり市民協議会について

1 設 置

「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、本協議会を設置します。

なお、旧光市と大和町との合併協議会において「地域審議会を設置しないが、新市において住民が自由な立場でまちづくりに参画する体制づくりを確立する。」としており、この協議会を設置することにより、市民参画の推進を図るものとします。

2 所掌事項

協議会の役割は、次のとおりです。

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画及び新市建設計画の進捗に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める議題について協議すること。

当面の業務は、「光市総合計画」の策定について協議、検討することとなります。

3 協議会委員

- (1) 委員数 45人
- (2) 任 期 2年(平成19年7月31日まで)

4 その他

- (1) 光市まちづくり市民協議会設置要綱
- (2) 委員名簿